

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
 【勧告日】平成 23 年 10 月 14 日
 【一回目の回答日】平成 24 年 6 月 29 日～24 年 7 月 30 日
 【二回目の回答日】平成 26 年 3 月 20 日～26 年 3 月 26 日
 （改善措置状況は平成 26 年 1 月 31 日現在のもの）

主な勧告事項（調査結果）

1 手数料等の適正化の推進

① 手数料等の妥当性を検証できる積算資料がないものについて、改めて妥当性を検証（171 事業）

② 実費より高く積算しているなど手数料等の設定が不適切となっているものについて、速やかな見直し（51 事業）

- ・ 手数料等の積算が実費よりも高くなっているもの
- ・ 毎年、収入超過により相当額の剩余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの

③ 手数料等の積算根拠について公開を徹底（643 事業）

- ・ 制度所管府省及び事業の実施法人はインターネットにおいて、手数料等の積算根拠を開すること

2 会計処理の適正化の推進

① 事業の収支均衡を図り、手数料等の適正水準を確保するための区分経理の適切な実施（147 事業）

② 財務諸表及び事務・事業の実施に係る収支状況のインターネットでの適切な公開（260 事業）

※ 260 事業のうち 7 事業については、勧告前に自主的に改善されたため勧告で指摘せず

主な改善措置状況

① 妥当性を検証したものが 165 事業、平成 26 年度末までに検証予定のものが 5 事業

※ 「主な勧告事項（調査結果）」と「主な改善措置状況」における事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの

② 見直しを行ったものが 44 事業、平成 26 年度末までに見直し予定などのものが 7 事業

③ 積算根拠を公開したものが 430 事業、平成 26 年度末までに公開予定などのものが 211 事業

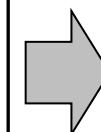
※ 「主な勧告事項（調査結果）」と「主な改善措置状況」における事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの

① 区分経理を実施したものが 75 事業、実施予定のものが 72 事業

② 財務諸表、検査料等支出明細書等を公開したものが 234 事業、平成 26 年度末までに公開予定などのものが 19 事業

3 申請手続の負担軽減等の推進

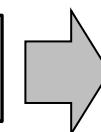
- ① 不必要な資料の提出を求めているなど申請手続が不適切となっているものについて、見直し（18事業）
- 更新検査等の受検申請に際して、過去に提出した書類と同一のものを再度提出させているなど、改めて書類の提出を求めないようにする余地があるもの
 - 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの
- ② 資格取得要件等が不適切となっているものについて、見直し（15事業）
- 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられるもの
 - 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共に通する科目について、受験等が免除されていないもの
- ③ 的確な情報提供など利用者への配慮の徹底（50事業）
- 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの
 - 試験問題及び解答について、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているもの



- ① 見直しを行ったものが13事業、見直し予定などのものが5事業
- ② 見直しを行ったものが11事業、見直し予定などのものが4事業
- ③ 見直しを行ったものが41事業、見直し予定のものが9事業

4 指導監督の徹底

- 公益法人に対する立入検査の適切な実施



- 指摘した38法人のうち、立入検査を行ったものが26法人、今後行う予定のものが12法人

＜参考＞手数料引下げ効果

年間総額 約7億円

主な例 特定計量器の検定：約1.8億円 社会福祉士試験：約1.2億円 等

（平成24年4月から25年8月までの引下げについて総務省が試算したもの。自主的な見直しによる検査検定等の手数料の引下げを含む。）

検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成22年7月～23年10月
2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
関連調査等対象機関：公益法人、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成23年10月14日 内閣府等13府省に対し勧告

【回答年月日】 平成24年6月29日～24年7月30日

内 閣 府	平成24年7月9日	国家公安委員会（警察庁）	平成24年7月5日	金 融 庁	平成24年7月6日
消 費 者 庁	平成24年7月17日	総 务 省	平成24年7月5日	法 务 省	平成24年7月6日
財 务 省	平成24年7月9日	文 部 科 学 省	平成24年7月2日	厚 生 労 働 省	平成24年7月30日
農 林 水 産 省	平成24年7月10日	経 済 产 業 省	平成24年7月6日	国 土 交 通 省	平成24年7月9日
環 境 省	平成24年6月29日				

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成26年3月20日～26年3月26日

内 閣 府	平成26年3月20日	国家公安委員会（警察庁）	平成26年3月25日	金 融 庁	平成26年3月26日
消 費 者 庁	平成26年3月26日	総 务 省	平成26年3月26日	法 务 省	平成26年3月24日
財 务 省	平成26年3月24日	文 部 科 学 省	平成26年3月20日	厚 生 労 働 省	平成26年3月26日
農 林 水 産 省	平成26年3月25日	経 済 产 業 省	平成26年3月25日	国 土 交 通 省	平成26年3月24日
環 境 省	平成26年3月26日				

【調査の背景事情】

- 国が法令等に基づき設けている検査検定制度・資格制度（全447制度）の利用に当たっては、手数料等の納付や申請書類の提出などの金銭的・手続的な負担が伴う
- これら制度に係る事業（検査、試験、講習等）の実施主体の多くを占める公益法人に対しては、閣議決定等により負担軽減等の視点に立った徹底的な見直しが求められているところ（「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）等）
- さらに、これら制度に係る手数料等の引下げ、申請手続の簡素化等の負担軽減を求める国民からの意見要望多数
- また、制度利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかでない状況
- この行政評価・監視は、上記の状況を踏まえ、利用者の負担軽減を図る観点から、139制度（332事業）を選定し、検査、試験、講習等の事業の実施主体として多くの制度に関与している公益法人を中心に、手数料等の設定状況、公益法人における会計処理の状況等を調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 手数料等の適正化の推進</p> <p>(1) 手数料等の積算根拠の有無 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、検査検定制度及び資格制度において、検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料等の積算資料がないもの及び一部の内容しか確認できないものについては、手数料等の妥当性を検証すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省) <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査検定制度について、手数料等の額の妥当性を検証できる内容の積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定しているもの(41事業)。 ○ 資格制度について、積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定しているもの(134事業)。 <p>(2) 手数料等の設定・見直し状況 (勧告要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料等の設定・見直しが適切に行われていないものについては、速やかに改善のための措置を講ずること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 	<p>→ 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒ 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p><改善状況></p> <p>→ 指摘した31法人の39事業のうち、積算根拠を確認し、手数料等の妥当性を検証したものが18法人の25事業、検証予定などのものが13法人の14事業 (※ 調査で把握した41事業のうち2事業については、勧告前に自主的に改善されたため、勧告で指摘せず。以下、「調査結果」と「改善状況」において指摘事業数に差があるものについては同旨。)</p> <p>⇒ 指摘した30法人の38事業のうち、積算根拠を確認し、手数料等の妥当性を検証したものが25法人の33事業、検証予定のものが5法人の5事業 ※ 「改善状況」における指摘事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの</p> <p>→ 指摘した54法人の132事業のうち、積算根拠を確認し、手数料等の妥当性を検証したものが37法人の112事業、検証予定などのものが17法人の20事業</p> <p>⇒ 指摘した54法人の132事業については、いずれも積算根拠を確認し、手数料等の妥当性を検証した。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
(調査結果) <ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料等の積算の内容が実費より高くなっているなど不適切な積算を行っているもの（4制度（4事業）） 	<p><改善状況></p> <p>→ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが4事業 ⇒ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが4事業。そのうち、更なる見直しを行ったものが1事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>→ 社団法人日本食品衛生協会等3団体共催が実施している食鳥処理衛生管理者の講習について、平成23年度から6万円の受講料を1万2,000円引き下げた。 ⇒ 公益社団法人日本食品衛生協会等3団体共催が実施している食鳥処理衛生管理者の講習について、平成24年度から4万8,000円の受講料を8,000円引き下げた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、収入超過により相当額の剩余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの（5制度（5事業）） 	<p>→ 指摘した5事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直し予定などのものが3事業 ⇒ 指摘した5事業については、いずれも見直しを行った。</p> <p>[改善事例]</p> <p>→ 社団法人中小企業診断協会が実施している中小企業診断士の試験について、法令改正に係るパブリックコメントの結果を踏まえ措置する予定。 ⇒ 一般社団法人中小企業診断協会が実施している中小企業診断士の試験について、平成24年度から第1次試験の14,400円の受験料を1,400円、第2次試験の17,900円の受験料を700円引き下げた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験の全部が免除されているにもかかわらず、全科目を受験する者と同額の受験料を徴収するなど、受験料を割り引いていないもの（19制度（19事業）） 	<p>→ 指摘した19事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直し予定などのものが17事業 ⇒ 指摘した19事業のうち、見直しを行ったものが14事業、見直し予定などのものが5事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>→ 一般財団法人日本データ通信協会が実施している電気通信主任技術者の試験について、平成24年度中に受験料の見直しを行う予定。 ⇒ 一般財団法人日本データ通信協会が実施している電気通信主任技術者の試験について、全科目免除となる者については、これまで18,700円としていた受験料を9,200円引き下げた。</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 審査業務の省略化に応じ、手数料等を割り引く余地があるもの（3制度（3事業））</p>	<p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直し予定などのものが2事業 ⇒ 指摘した3事業については、いずれも見直しを行った。</p>
<p>○ インターネットサイトからダウンロードすることが可能であるものや既に所持していることが予想されるテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（4制度（4事業））</p>	<p>→ 一般財団法人保安通信協会が実施している遊技機の型式の検定について、手数料の標準額を規定している風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令を改正する予定。 ⇒ 一般財団法人保安通信協会が実施している遊技機の型式の検定について、手数料の標準額を規定している風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）が改正され、平成25年4月から、ぱちんこ遊技機（マイクロプロセッサーを内蔵し、特定装置を連続して作動させるもの）の型式試験手数料の標準額を82,200円、回胴式遊技機（マイクロプロセッサーを内蔵するもの）の型式試験手数料の標準額を182,200円引き下げた。</p>
<p>○ 他の資格の講習に用いるものと比べて高額なテキスト代を含む受講料を徴収しているもの（1制度（1事業））</p>	<p>→ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直し予定などのものが3事業 ⇒ 指摘した4事業については、いずれも見直しを行った。</p> <p>〔改善事例〕</p> <p>→ 公益財団法人医療機器センターが実施している医療機器販売営業管理者の講習のテキストについて、平成24年度以降は可能な者については受講者がインターネットからダウンロードすることとし、受講料の見直しを検討する。 ⇒ 平成24年度に公益財団法人医療機器センターが開催した医療機器販売営業管理者の講習では、これまでテキスト別冊としていた関係法令の配布を取りやめ、必要な資料のみをテキスト本体に入れることにより、その削減分について15,000円の受講料を500円引き下げた。</p> <p>→ 財団法人ビル管理教育センターが実施している建築物環境衛生管理技術者の講習について、平成25年度から使用する新テキストの販売価格を従来の2万2,000円から1万円以下に引き下げる予定である。 ⇒ 平成25年3月に、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターが実施している建築物環境衛生管理技術者の講習のテキストを改訂し、販売価格を</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 手数料等の積算根拠の公開状況</p> <p>(<u>勧告要旨</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料等の積算根拠の公開について、次の措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 委託等事業に係る手数料等の積算根拠を公開していないもの及びその内容が不十分となっているものについては、速やかにこれを適切に公表すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省) <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査検定制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの (20 事業)。 ○ 資格制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの (74 事業)。 <p>(<u>勧告要旨</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 推薦等事業の所管府省は、委託等事業と同様に、推薦等事業についても、公益事業の透明性の確保及び受験者等に対する説明責任を果たす観点から、原則として、手数料等の積算根拠をインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省) <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査検定制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの (66 事業)。 	<p>9,800円に引き下げた。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 指摘した19事業のうち、積算根拠を公開したものが8事業、公開について検討中などのものが11事業</p> <p>⇒ 指摘した 18 事業のうち、積算根拠を公開したものが 8 事業、公開予定のものが 10 事業</p> <p>※ 「改善状況」における指摘事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの</p> <p>→ 指摘した72事業のうち、積算根拠を公開したものが15事業、公開について検討中などのものが57事業</p> <p>⇒ 指摘した72事業のうち、積算根拠を公開したものが36事業、公開予定のものが36事業</p> <p><改善状況></p> <p>→ 指摘した65事業のうち、積算根拠を公開したものが28事業、公開予定などのものが37事業</p> <p>⇒ 指摘した 65 事業のうち、積算根拠を公開したものが 34 事業、公開予定のものが 31 事業</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格制度について、積算根拠が全く公開されていないものや積算根拠の一部の内容しか公開されず手数料等の妥当性を検証できないもの（171事業）。 <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 事業の実施主体である公益法人による手数料等に係る積算根拠のインターネットにおける公開について検討すること。（国家公安委員会（警察庁）、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されているものは1事業のみ 	<p>→ 指摘した166事業のうち、積算根拠を公開したものが120事業、公開予定などのものが46事業</p> <p>⇒ 指摘した166事業のうち、積算根拠を公開したものが129事業、公開予定のものが37事業</p>
	<p><改善状況></p> <p>→ 指摘した321事業のうち、積算根拠を公開したものなどが164事業、公開予定などのものが157事業</p> <p>⇒ 指摘した320事業のうち、積算根拠を公開したものが223事業、公開予定のものが97事業</p> <p>※ 「改善状況」における指摘事業数の差は、検査実施機関における検査事業の廃止によるもの</p>
<h2>2 会計処理の適正化の推進</h2> <p>(1) 区分経理の実施状況等</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る事務・事業を実施している公益法人における会計処理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務・事業ごとの収支状況が分かる検査料等支出明細書等を作成するなど、適切に区分経理を実施すること。（国家公安委員会（警察庁）、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省） </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査検定制度について、区分経理を実施していないもの（18法人の26事業） ○ 資格制度について、区分経理を実施していないもの（36法人の129 	<p><改善状況></p> <p>→ 指摘した14法人の19事業のうち、区分経理を実施したものが5法人の9事業、実施予定などのものが9法人の10事業</p> <p>⇒ 指摘した14法人の19事業のうち、区分経理を実施したものが11法人の16事業、実施予定のものが3法人の3事業</p> <p>→ 指摘した35法人の128事業のうち、区分経理を実施したものが8法人の</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
事業)。	<p>12事業、実施予定などのものが27法人の116事業 ⇒ 指摘した35法人の128事業のうち、区分経理を実施したものが26法人の59事業、実施予定のものが9法人の69事業</p>
<p>(2) 事業の収支等の公開状況 (勧告要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務諸表及び事務・事業の実施に係る収支状況を適切にインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省) <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査検定制度について、公益事業の収支の内訳が分かる財務諸表又は検査料等支出明細書等を公開していないもの(45法人の62事業) ○ 資格制度について、公益事業の収支の内訳が分かる財務諸表又は検査料等支出明細書等を公開していないもの(71法人の204事業) 	<p><改善状況></p> <p>→ 指摘した42法人の57事業のうち、財務諸表又は検査料等支出明細書等を公開したものなどが12法人の20事業、公開予定などのものが30法人の37事業 ⇒ 指摘した42法人の57事業のうち、財務諸表又は検査料等支出明細書等を公開したもののが35法人の47事業、公開予定のものが8法人の10事業</p> <p>→ 指摘した66法人の196事業のうち、財務諸表又は検査料等支出明細書等を公開したものなどが30法人の136事業、公開予定などのものが40法人の60事業 ⇒ 指摘した66法人の196事業のうち、財務諸表又は検査料等支出明細書等を公開したもののが59法人の187事業、公開予定のものが7法人の9事業</p>
<p>3 申請手続の負担軽減等の推進</p> <p>(1) 申請手続の負担軽減 (勧告要旨)</p> <p>申請手続の簡素化を図る余地があるものについては、利用者の負担軽減等を推進する観点から、見直しを行うこと。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更新検査等の受検申請に際して、新規検査等の際に一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているなど、改めて書類の提出を求めないようにする余地があるもの(3制度(3事業)) 	<p><改善状況></p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業 ⇒ 指摘した3事業については、いずれも見直しを行った。</p> <p>[改善事例]</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 受験申請等に際して、受験資格の審査等に必ずしも必要のない書類の提出を求めているもの</p>	<p>→ 社団法人日本電気協会が実施している消防用設備等の認定に関する更新の申請において、提出書類の見直しを検討中。</p> <p>⇒ 一般社団法人日本電気協会が実施している消防用設備等の認定の更新時の提出書類の一部について、更新前と変更のないものは省略することとした。</p>
<p>i) 中学校卒業が受験資格の一つとされており、それを確認するため出身学校の卒業証明書の提出を求めているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていることから、一律にこれを提出させる必要性が乏しいなどのもの（2制度（3事業））</p> <p>ii) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの（3制度（3事業））</p>	<p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直しを検討中のものが2事業</p> <p>⇒ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直しを検討中のものが2事業</p> <p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業</p> <p>⇒ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業</p>
<p>○ 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの（2制度（3事業））</p>	<p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業</p> <p>⇒ 指摘した3事業については、いずれも見直しを行った。</p>
<p>○ 受験申請等に際して、申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を5日間に設定するなど制限しているもの（1制度（2事業））</p>	<p>[改善事例]</p> <p>→ 一般財団法人気象業務支援センターが実施している試験において、平成24年度中に当該法人のホームページにおいて申請書等を入手できるよう必要な準備を進めることとしている。</p> <p>⇒ 一般財団法人気象業務支援センターが実施している試験について、平成24年度第1回試験から当該法人のホームページにおいて申請書等を入手できるようにした。</p> <p>→ 建築士制度に関して、財団法人建築技術教育普及センターが実施している試験及び公益社団法人日本建築士会連合会が実施している登録について、郵送受付、受付期間の延長等を行うよう検討中。</p> <p>⇒ 建築士制度に関して、公益財団法人建築技術教育普及センターが実施</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 受験申請等に際して、本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの（1制度（1事業）） ○ 認定申請に際して、提出する書類について過剰な部数を求めているもの（3制度（3事業）） 	<p>している試験及び公益社団法人日本建築士会連合会が実施している登録について、郵送受付、受付期間の延長等を行った。</p> <p>→ クリーニング師の免許の申請について、戸籍の謄本又は抄本に替えて、住民票の写しを提出することを検討中。</p> <p>⇒ 都道府県への調査の結果を踏まえ、今後も免許申請の審査に必要な書類を検討予定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>→ 指摘した2事業については、いずれも見直しを検討中。</p> <p>⇒ 指摘した2事業については、いずれも見直しを行った。</p> </div> <p>[改善事例]</p> <p>→ 一般財団法人日本建築センターが実施している型式適合認定申請に係る提出書類について、過大な部数となっていないか検証中。</p> <p>⇒ 一般財団法人日本建築センターが実施している型式適合認定申請に係る提出書類について、平成24年9月から3部（従来は最大11部必要）に削減した。</p>
<p>(2) 資格取得要件の緩和等 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>資格取得・更新の要件として、利用者に必要以上の負担を課しているものについては、利用者の負担軽減等を推進する観点から、見直しを行うこと。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの（2制度（2事業）） ○ 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられるもの <ul style="list-style-type: none"> i) 講習の受講頻度やその在り方について見直す必要があると考えられるもの（1制度（1事業）） 	<p><改善状況></p> <p>→ 指摘した2事業については、いずれも見直し予定などとしている。</p> <p>⇒ 指摘した2事業については、いずれも見直し予定などとしている。</p> <p>→ 財団法人日本無線協会が実施している無線従事者の主任講習について、講習科目数を減らし、受講頻度についても見直し中。</p> <p>⇒ 公益財団法人日本無線協会が実施している無線従事者の主任講習について、平成25年4月から、受講頻度を前回の講習を受講してから「3年以内」から「5年以内」に変更した。</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 法制度の仕組みや業務の具体的な実施方法など、資格者として業務を行うに当たり必要とされる基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格取得後も、その更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの（2制度（3事業））</p>	<p>→ 指摘した3事業については、いずれも見直し予定などのもの。 ⇒ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直し予定のものが1事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>→ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施している清掃作業従事者の講習について、平成24年10月までに、研修の必要性及びその内容について検討し、措置する予定。</p> <p>⇒ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施している清掃作業従事者の講習について、検討の結果、研修の内容は受講者の技能の程度に応じたものとすることとした。</p>
<p>○ 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共通する科目について、受験等が免除されていないもの（2制度（3事業））</p>	<p>→ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直しを検討中のものが1事業 ⇒ 指摘した3事業のうち、見直しを行ったものが2事業、見直し予定のものが1事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>→ 受胎調節実地指導員の講習について、資格者として必要な知識等を習得していると認められる科目の全部又は一部免除について、対処方針を検討中。</p> <p>⇒ 助産師学校等を卒業した助産師が必要な知識等を習得していると認められる科目の取扱いについて、平成25年度中に、全部又は一部の免除を行うために必要な措置を講ずる予定。</p>
<p>○ 法令上、資格者名簿への登録は任意とされ、登録の有無によって資格者としての役割や業務内容等に差が生じるものではないにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点することとされているため、未登録者が不利益を受けているもの（1制度（1事業））</p>	<p>→ 建築設備士の資格者名簿については、国土交通省の競争契約の参加資格の審査において、建築設備士の資格を保有していれば、適切に取り扱われるよう対応を検討することとしている。</p> <p>⇒ 建築設備士の資格者名簿については、国土交通省の競争契約の参加資格の審査において、建築設備士の資格を保有していれば資格者名簿への登録を要しないこととし、未登録を理由とした不利益的な取扱いを行わないこととした。</p> <p>→ 指摘した4事業のうち、見直しを行ったものが1事業、見直しを検討</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるものや、試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの（4制度（4事業））</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>利用者への配慮が十分になされていないものについては、利用者の負担軽減等を推進する観点から、見直しを行うこと。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの（1制度（1事業）） ○ 受検者が選択することとなっている検査の種類ごとに、標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると受検者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの（1制度（1事業）） ○ 試験問題及び解答について、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているもの（44制度（44事業）） 	<p>中のものが3事業</p> <p>⇒ 指摘した4事業については、いずれも見直しを行った。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している建築設備検査資格者の講習の受講カリキュラムを改善することについて検討中。</p> <p>⇒ 一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している建築設備検査資格者の講習について、平成24年度から受講科目の一部免除を受ける者に対して受講日を集約することによりカリキュラムの改善を行った。</p> <p>→ 自動車検査（継続検査）については、自動車使用者が整備事業者や受検代行業者に支払う料金における手数料等の内訳などの情報が適確に利用者に提供されるよう、関係者に対して指導を行う予定。</p> <p>⇒ 自動車検査（継続検査）については、手数料等についての広告、チラシ、ホームページ等への料金表示の適正化等を図るために、「受検代行業者及び自動車整備事業者の継続検査に係る広告等の適正化について」（平成25年3月25日付け国自整第220号）を各地方運輸局長等に発出し、関係者に対して指導を行った。</p> <p>→ 指摘した44事業のうち、見直しを行ったものが20事業、見直し予定などのものが24事業</p> <p>⇒ 指摘した44事業のうち、見直しを行ったものが35事業、見直し予定のものが9事業</p> <p>[改善事例]</p> <p>→ 凈化槽管理士の試験を実施している財団法人日本環境整備教育センターのホームページにおいて、過去3年分の試験問題及び解答を公開する</p>

主　な　勧　告　事　項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>4 指導監督の徹底 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る公益法人等の事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等を的確に把握し、適切な指導監督の実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公益法人に対して立入検査を適切に行うこと。特に法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、両者が十分に連携を図ること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査について、法人所管府省及び制度所管府省の両者が連携を十分に図っているとはみられないものが38公益法人でみられた。 ○ 立入検査における公益法人に対する指摘の内容をみると、今回、前記項目1から3までにおいて当省が指摘したような手数料等の設定を見直す必要があるものなど利用者の負担軽減等に係る観点からの指摘については、いずれの立入検査においても行われていない。 	<p>ことを検討する。</p> <p>⇒ 浄化槽管理士の試験を実施している公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページにおいて、過去3年分の試験問題及び解答を公開した。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 指摘した38法人のうち、立入検査を行ったものが13法人、今後行う予定のものが25法人。</p> <p>⇒ 指摘した38法人のうち、立入検査を行ったものが26法人、今後行う予定のものが12法人。</p>